

共通仕様書

〔業務委託編Ⅰ〕

令和7年1月20日

令和7年3月17日一部改定

は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第19条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 原則として全ての測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

6. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8. 受注者は測量完了後、「規程」に示す成果物を成果物目録とともに電磁媒体（CD-R等）で下記により提出しなければならない。

- | | | | |
|----------|-----|-------------------|-----|
| (1) 計算簿類 | 各1部 | (2) 精度管理表 | 各1部 |
| (3) 図面 | 各1部 | (4) その他監督員の指示したもの | |

9. 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾をうけないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

5. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

6. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していると、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第16条 その他

受注者は監督員と連絡を密にし、円滑に作業を進めなければならない。